

平成25年栃木県議会定例会第 317回通常会議の開会に当たりまして、県政運営に当たっての所信の一端を申し述べますとともに、平成25年度予算案、平成24年度補正予算案並びにその他の議案等につきまして御説明申し上げます。

### 〔県政運営の基本方針〕

はじめに、本県における国民体育大会の開催についてであります。

県におきましては、現在、来年1月の第69回国民体育大会冬季大会の開催に向け準備を進めているところでありますが、去る7日に、公益財団法人栃木県体育協会から、平成34年の第77回国民体育大会を本県に招致するようにとの要望書が提出されました。

国民体育大会は、我が国最大のスポーツの祭典であり、スポーツの振興はもとより、広く国民の健康の増進や体力の向上、さらには地域文化の発展に寄与してきたところであります。

本県では昭和55年に第35回「栃の葉国体」が開催され、その感動は未だ多くの県民の心に残っております。また、昨年「ぎふ清流国体」におきまして、本県選手団は天皇杯第18位の成績を収めたところであり、16年ぶりの10位台確保によりまして、とちぎの力を全国に示すことができました。さらには、昨年のロンドンオリンピックにおける本県出身選手のめざましい活躍は、全ての県民の大きな喜びと誇りになりました。

私といたしましても、国体の開催は、本県スポーツの振興や競技力

の向上はもとより、未来を担う子どもたちの健全な心と体を育む大きな契機となりますとともに、本県の多彩な魅力や実力を全国に発信する絶好の機会になるものと考えております。

こうしたことから、栃木県体育協会の要望を踏まえ、今後、国や市町村、関係団体等とも十分な調整を行いながら、平成34年の第77回国民体育大会の本県招致に努めて参りますので、議員各位におかれましては、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、指定廃棄物の最終処分場等への対応についてであります。

去る15日、三森県議会議長に御同行をいただき、環境省において石原環境大臣に面会し、昨年、私が候補地に赴いた際に地元の皆様から伺った風評被害への不安や施設の安全性に対する懸念とともに、県内における指定廃棄物の保管状況などにつきまして、改めてお伝えいたしました。また、候補地の選定プロセスの検証の結果、新しい方針を示す際には、関係5県の意向を踏まえ、早期に対応していただきたいと申し上げたところ、大臣からは、できるだけ早く方針を出したいとの回答を得たところであります。さらに、県内における除染につきましては、国の財政措置の対象となる除染方法を地域の実情に応じ、「比較的線量が高い地域」と同等とするよう要望いたしました。県といたしましては、引き続き、指定廃棄物等につきまして、適切に対応して参ります。

さて、政府が1月に発表した月例経済報告は、景気の基調判断を「弱い動きとなっているが、一部に下げ止まりの兆しもみられる」とし、その先行きを「当面は弱さが残るものの、輸出環境の改善や経済

対策の効果などを背景に、再び景気回復へ向かうことが期待される」としております。

こうした中、今般決定された平成25年度予算政府案は、切れ目のない経済対策による景気の底割れの回避、デフレからの早期脱却及び成長力の強化を図るため、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づく平成24年度補正予算と一体的な15ヶ月予算として編成され、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化を図るものとなっております。

県といたしましては、こうした国の取組に積極的に呼応しながら、県内経済の活性化や雇用の安定はもとより、東日本大震災からの復興と原子力災害への対応に最優先で取り組むとともに、中間年を迎える栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」の着実な推進を図って参る考えであります。

特に、東日本大震災からの復興につきましては、引き続き、防災・減災対策をはじめ、県産農畜産物の安全・安心の確保や戦略的な観光誘客、県有施設の除染対策などの取組を一層加速し、復興の先にある安全・安心な暮らしの確保や力強い産業基盤の確立につなげて参りたいと決意を新たにしているところであります。

来る3月11日には、三森議長をはじめ、県議会や市町村代表、被災者の方々、さらには県民の皆様にお集まりいただき、県庁におきまして「東日本大震災 とちぎ復興のつどい 2013」を開催することといたしました。改めまして、震災により犠牲になられた方々に哀悼の意を捧げますとともに、オール栃木体制で復興を仕上げの段階へと進め

ていく契機としたいと強く思うところであります。

また、本年6月に開催を予定している栃木県誕生140年県民の日イベントをはじめ、県内外における各種キャンペーン等を戦略的に展開し、復興を遂げる本県の元気な姿を全国に力強く発信して参ります。

次に、財政健全化への取組についてであります。

県民満足度の高い県政の推進のためには、強固な財政基盤の確立が必要でありますことから、「とちぎ未来開拓プログラム」の考え方を継承した「財政健全化取組方針」を策定することといたしました。

毎年度の当初予算における財源不足額を概ね実質収支の範囲内に収め、収支均衡予算を継続するとともに、今後の財政状況の変化や県民利用施設の整備等に対応するため、財政調整的基金の涵養に努め、引き続き財政健全化の取組を緩めることなく進めて参る考えであります。

今日、我が国は、経済の再生をはじめ、社会保障制度のあり方やエネルギー政策、教育問題など、かつてない困難な課題を抱えており、これらは、地方にも直接的間接的に大きな影響を及ぼしております。

私は、このような厳しい状況であればこそ、地方が元気を取り戻していくことが重要であると考えており、三期目のスタートの年でもあります本年を更なる前進の年と位置付け、未来への道筋をしっかりと切り拓いていくとともに、揺るぎない信念のもと、いかなる困難な課題にもスピード感を持って果敢に挑戦して参る決意であります。

現場主義の徹底を基本に、県民の皆様や市町村の声を真摯にお聴きしながら、チームとちぎのリーダーとして、本県の持てる英知と総力を結集し、活力に満ち、子どもたちが未来に夢と希望を描くことがで

きる「元気度 日本一 栃木県」の実現に向けて全力で取り組んで参ります。

改めまして、県民の皆様並びに県議会議員各位の更なる御理解とより一層の御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 〔平成25年度予算編成の基本的な考え方〕

次に、平成25年度予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

国の地方財政対策におきましては、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、平成24年度と同水準の一般財源総額が確保される中で、国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提に地方公務員給与費が削減され、その見合いとして、緊急防災・減災事業、地域の元気づくり事業等が計上されましたが、地方交付税総額は減額となったところであります。

こうした中、本県の平成25年度当初予算につきましては、「とちぎ未来開拓プログラム」に掲げた取組を着実に実行し、国の交付金等を最大限に活用して財源を確保した上で、観光地や農畜産物の風評被害対策など、震災等からの復興に積極的に取り組むとともに、「新とちぎ元気プラン」に掲げた各種施策の着実な推進を図るほか、国の緊急経済対策等に呼応し、平成24年度2月補正予算と一体として、災害に強い地域づくりや景気・雇用対策など当面する重要課題にも的確に伝えていくことといたしました。

また、プログラムの集中改革期間において、職員給与カットなど内部努力の徹底や歳入の確保、行政経費の削減などに全庁を挙げて取り組んできた結果、財政調整的基金残高を増加させるとともに、平成25年度当初予算においては、財源不足額を実質収支の範囲内に収め、プログラムの目標である「収支の均衡した予算編成」を達成したところであります。

県民の皆様並びに県議会議員各位の御理解と御協力に対しまして、改めまして御礼申し上げます。

次に、予算編成において重点を置いて取り組んだ、2つの柱に沿って、御説明申し上げます。

第一は、東日本大震災からの復興と原子力災害対策への積極的な取組であります。

まず、経済・産業活力の回復であります。

本県農畜産物の安全・安心と元気を全国に発信するため、山手線におけるラッピング電車に加え、いちごの新品種「スカイベリー」を中心として、各種メディアを活用した積極的なPRを行って参ります。

また、プレミアム付宿泊旅行券を引き続き発行するとともに、「とちぎ元気グルメまつり」を県北地域で開催するほか、今後予定される県内大型イベント等を活用した観光誘客総合戦略を策定するなど、県内観光地への観光誘客促進と風評被害の払拭に取り組んで参ります。

さらに、台湾・香港へ観光誘客のためのキャラバン隊を派遣するとともに、私自ら香港に赴き、本県の魅力や県産食品の安全性をPRして参ります。

加えて、「オールとちぎ」により本県の魅力を県内外に発信していくため、プロモーション映像の制作、県民・企業との協働によるPRに取り組んで参ります。

次に、災害に強い地域づくりであります。

「とちぎ防災基本条例（仮称）」の制定に向けた検討を行うほか、大規模地震に伴う自然現象や物的・人的被害等の予測調査を実施し、地域防災計画について減災目標の設定等の見直しを行います。

また、災害時の被害を軽減させるため、避難路、避難所周辺の歩道や橋りょうの整備など、緊急防災・減災対策に計画的に取り組むほか、県、市町村、民間の防災拠点施設への太陽光発電装置や蓄電装置等の導入を促進して参ります。

次に、原子力災害対策であります。

汚染状況重点調査地域内における県有施設の除染を進めるほか、しいたけの原木及び種駒の更新、農産物のモニタリング検査体制の強化などを行って参ります。

災害復旧対策につきましては、本年7月の全面オープンに向け、一万人プールの全体復旧工事を行って参ります。

第二は、「新とちぎ元気プラン」の着実な推進であります。

まず、政策の基本「人づくり」のうち、一人ひとりが自立し、それぞれの夢や希望の実現に向け挑戦していく人づくりについて申し上げます。

「とちぎっ子学力アッププロジェクト」として、小学校4年生、5年生、中学校2年生を対象とする悉皆方式による県版学力調査につい

て、平成26年4月の実施に向けた準備を行うとともに、調査結果を基に、総合的に児童生徒の学力を向上させるための全県的な学力向上システムの構築を図って参ります。

さらに、国際的に活躍できるグローバル人材の育成を図るため、高校生の留学を支援するとともに、企業との共同商品開発を通じた起業家精神の育成にも取り組んで参ります。

また、市町村の実情に即したいじめ未然防止対策の調査研究やいじめ防止県民大会の開催など、総合的ないじめ対策を行うとともに、小学校低学年や指導困難な状況が見られる小中学校に、引き続き必要な非常勤講師を配置いたします。

次に、多様な個性や能力を活かすための人づくりであります。

NPO・ボランティア団体のマネジメント力強化を図るほか、多様な主体の出会い・協議の場である「とちぎ地域力創造プラットフォーム」の運営を引き続き支援して参ります。

また、高齢者の社会参加を推進するため、高齢者の知恵や能力を活かせる人材バンク制度の仕組みづくりを検討して参ります。

次に、文化・スポーツを通じた人づくりであります。

とちぎ文化振興基金の活用により文化活動の担い手の育成などを支援するとともに、県内各地に点在する文化財等を活用した周遊モデルコースを設定するほか、栃木県誕生140年県民の日記念企画展として、県立美術館において「日本近代洋画への道（仮称）」を、県立博物館において「昭和のおもかげ（仮称）」をそれぞれ開催いたします。

また、第69回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー



一競技会につきましては、100日前イベントの開催などによる気運の醸成や施設整備等を行い、開催を通じてスポーツによる元気なとちぎを全国に発信するほか、総合スポーツゾーンについては、引き続き全体構想の策定及び生活環境調査を進めて参ります。

次に、「重点戦略1 暮らしを支える安心戦略」であります。

まず、安心の子育て環境づくりプロジェクトについて申し上げます。

児童養護施設を退所した児童等への住居・就労・生活資金等の援助に対する支援を行うとともに、安心こども基金を活用し、保育所等の整備や市町村の子育て支援事業に対する助成、保育士の処遇改善などに取り組んで参ります。

また、通学路の歩道について約31kmを整備するとともに、特別支援学校の窓ガラス飛散防止対策に取り組むほか、県立学校の耐震化を計画的に進めて参ります。

次に、地域でつくる福祉環境プロジェクトであります。

地域における認知症疾患の医療水準の向上等を図るため、認知症疾患医療センターの拡充や電話相談窓口の充実を図るほか、特別養護老人ホーム等の施設整備に対し助成するなど、地域における支え合い体制づくりを支援して参ります。

また、障害者の就労支援や工賃アップに向けた商品の魅力向上・販路開拓等の支援を行うとともに、ユニバーサル農業の推進体制づくりに向けた実証事業を新たに実施して参ります。

次に、元気で健やかな暮らし実現プロジェクトであります。

在宅医療の推進を図るため、広域健康福祉センターに在宅医療推進

支援センターを設置するとともに、訪問看護ステーションの経営サポート、在宅医療チーム等の構築支援を行うほか、がん患者の在宅医療体制の構築を支援して参ります。

また、地域医療再生基金の活用により、産科医修学資金貸付事業による医師確保対策などを進めるとともに、とちぎメディカルセンター、新小山市民病院及び上都賀総合病院の整備に対する支援を行うことといたしました。

さらに、企業、団体、行政等が一体となった全県的な健康づくり運動を推進するため、「健康づくり推進条例（仮称）」の制定に向けた検討を進めるとともに、健康に配慮した食生活の普及啓発を図るため、「ヘルシーグルメ選手権」を開催いたします。

また、新型インフルエンザ発生時における相談センターの設置・運営体制を整備するほか、外来協力医療機関及び入院協力医療機関の機能強化を支援して参ります。

次に、地域コミュニティ再生プロジェクトであります。

地域づくり団体の出会いの場を創出するとともに、課題解決手法習得のためのワークショップを開催し、地域づくり団体の育成を図って参ります。

また、地域における移動手段を確保するため、路線バスなどの生活交通の維持に対する助成を行うほか、市町村デマンド交通や民間バス課題路線の特性分析を行い、見直し・最適化方策を検討して参ります。

次に、日々の暮らしの安全・安心実現プロジェクトであります。

消費者行政の活性化を図るため、相談員の養成等による消費生活相

談窓口の機能強化を図るとともに、若者を対象に「とちぎ消費者カレッジ」を開催するほか、市町村の消費者教育・啓発事業等を支援して参ります。

また、交通事故抑止のため、交通管制システムの更新や信号機の新設等を進めるとともに、昨年5月に発生した竜巻災害を教訓として、県独自の被災者生活再建支援制度を創設することとし、市町村と協力して設置する基金への拠出を行います。

次に、「重点戦略2 明日を拓く成長戦略」であります。

まず、パワーアップとちぎプロジェクトについて申し上げます。

自動車など重点振興産業5分野における産学官金のネットワークを活用し、中小企業の人材育成・確保、次世代自動車等の研究開発、販路開拓などの支援を行うとともに、企業立地・集積促進補助金及び産業定着集積促進支援補助金の補助対象の拡大等により、企業誘致の一層の推進を図って参ります。

また、中小企業金融円滑化法の期限切れへの対応として「金融円滑化特別相談窓口」を設置するとともに、制度融資において、経営サポート借換資金の借換対象の拡大等を行うほか、ものづくり技術強化補助金を拡充し、取引先の事業縮小など経済変動に対応する新技術開発を支援して参ります。

力強い農業の推進を図るため、地域農業のあり方に関する「人・農地プラン」の見直しやこれに基づく農地の集積を支援するとともに、水稻新品種「とちぎの星」の生産・需要拡大の取組や園芸産地の収益力の向上を支援して参ります。特に、「スカイベリー」につきまして

は、平成26年冬の本格出荷に向けた実証栽培の環境整備を促進するとともに、メディアを活用したPRを積極的に実施し、「いちご王国とちぎ」を全国に発信して参ります。さらに、農家等との受委託契約により飼料生産を行うコントラクターの活動推進や施設整備に対する支援を行います。

「<sup>とちぎのいいもの</sup>栃木県企業誘致・県産品販売推進本部」においては、首都圏を始めとする県外に本県の「いいもの」をPRし、販路開拓や販売促進、企業誘致に引き続き取り組んで参ります。

次に、フードバレーとちぎプロジェクトであります。

フードバレーとちぎの実現に向け、「売れる」商品づくりや国内外における商談会等への出展に対する支援に加え、新商品開発のための農商工ビジネスマッチングや、希望するバイヤーに商品を売り込む形式の「逆」商談会を開催するほか、海外販路開拓を担う企業人材の育成を支援して参ります。

また、農業の高付加価値化と6次産業化を推進するため、農業者や商工業者等による実践ネットワークづくりや事業化に向けたチャレンジを新たに支援するほか、加工施設等の整備に対する助成を行って参ります。

次に、観光立県とちぎづくりプロジェクトであります。

東京都内における本県の情報発信拠点である「とちまるショップ」において、東京スカイツリーイベントスペースを活用したPR活動とも連携し、引き続き効果的な情報発信を行うとともに、国際観光展示会への出展など、国内外での観光プロモーションを積極的に実施して

参ります。

また、本年は、中国浙江省との友好提携20周年を迎えますことから、相互に記念式典を開催し、訪問団受入や代表団派遣を行うほか、これに併せた観光プロモーションも実施することといたしました。

次に、個性輝くとちぎの地域づくりプロジェクトであります。

新たな観光資源として期待できる県内各地のジェラートについて、県庁ジェラートフェアや東京スカイツリータウンでのプロモーションを行うとともに、中禅寺湖畔の旧英国大使館別荘につきましては、平成28年度の一般公開に向け、基本設計等に着手いたします。

次に、「重点戦略3 未来につなぐ環境戦略」であります。

まず、エコな暮らしの推進プロジェクトについてであります。

「EV・PHVタウン構想」の実現に向け、道の駅における充電スタンド設置や県有車両への電気自動車導入を進めるとともに、宇都宮大学と連携し電気自動車カーシェアリング実証事業を実施して参ります。

また、本県の新たなエネルギー戦略策定のための調査を行うほか、住宅用太陽光発電導入を促進するため、一般住宅向け太陽光発電システム設置に対する助成を行うとともに、省エネ・創エネ化提案力アップのための事業者向けセミナーを開催いたします。

次に、環境を起点とする活力の創出プロジェクトであります。

河川における小水力発電有望地点の調査・選定や森林バイオマス発電導入検討会の開催のほか、温泉熱利用の検討に対する支援を行うとともに、市町村における再生可能エネルギー導入の取組に対して助成

するなど、エネルギーの地産地消を積極的に推進して参ります。

また、農村地域における再生可能エネルギー利用推進方針を策定するとともに、農業水利施設を活用した小水力発電施設整備に対して助成することといたしました。

さらに、持続的発展が可能な循環型社会の形成促進を図るため、森林整備加速化・林業再生基金を活用し、木質バイオマス利用施設や木材加工流通施設、木造公共施設の整備等に対する助成を行うとともに、流域下水道処理施設におけるバイオガス発電設備の導入を本格化して参ります。

次に、人と自然が共生するとちぎの実現プロジェクトであります。

とちぎの元気な森づくり県民税の活用事業につきましては、検討会における見直し内容を踏まえ、奥山林の整備や市町村が行う身近な里山林の整備、地域の実情を踏まえた里山林の管理等を支援して参ります。

また、生物多様性の確保を図るため、鳥獣対策や河川・湿地保全、希少な動植物の保護等を行うほか、ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地の湿地保全に関する普及啓発を図って参ります。

次に、とちぎづくり戦略の推進に向けてであります。

まず、身近な社会資本と生活基盤の整備につきましては、「とちぎ未来開拓プログラム」に沿って必要額を確保し、平成24年度2月補正予算に計上した事業とも合わせ、県民の安全確保に必要な社会資本整備を着実に推進して参ります。

また、施設の長寿命化により将来の維持管理コストを低減するため、

農業水利施設の機能診断や保全対策を行うとともに、県が管理する道路施設の道路舗装長寿命化修繕計画を策定することといたしました。

次に、雇用対策であります。県内の厳しい雇用情勢を踏まえ、引き続き、緊急雇用創出事業臨時特例基金の活用により、臨時的な雇用や被災失業者の安定的な雇用創出等を図るとともに、「とちぎジョブモール」において、若年者や中高年齢者、障害者等への総合的な就労支援を行って参ります。

以上の基本的な考え方により編成いたしました結果、平成25年度一般会計予算の総額は、前年度比 1.7%減の 7,692億 2,000万円となりました。プログラムに掲げた行政経費の削減等の取組を着実に実施したことにより、財政調整的基金の取崩し額につきましては、48億 5,000万円にとどめることができたところであります。なお、県税、地方交付税、地方譲与税等の歳入につきましては、現時点で見込み得る額を計上いたしました。

なお、県債につきましては、地方交付税の代替である臨時財政対策債の発行額が増加し、平成25年度末における県債残高は1兆 1,303億円となる見込みであります。臨時財政対策債を除く県債につきましては、引き続き発行額の抑制に努めたところであります。

以上、県政運営に当たっての所信の一端や予算編成の基本的な考え方について御説明申し上げましたが、ここに改めまして、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

## 〔その他の議案〕

次に、その他の議案について申し上げます。

第2号議案から第11号議案までの10件は特別会計予算、第12号議案から第17号議案までの6件は企業会計予算であります。

第18号議案から第38号議案までの21件は、条例の制定及び一部改正について、それぞれ議決を求めるものであります。

第39号議案は、県が負担する土地改良事業に対し市町村が負担する金額について、議決を求めるものであります。

第40号議案は、包括外部監査契約の締結について、議決を求めるものであります。

## 〔平成24年度補正予算案等の概要〕

次に、平成24年度補正予算案並びにその他の議案等について、御説明申し上げます。

まず、第41号議案は、平成24年度一般会計補正予算であります。

今回の補正予算においては、国の経済対策に呼応し、公共事業等の速やかな執行を図るほか、安心こども基金等への積立てを行うとともに、予算の執行状況を精査の上、今後の安定的な財政運営の確保に配慮して編成したものであります。

歳入につきましては、普通交付税を減額するとともに、国庫支出金、県債及び繰越金等を追加計上するほか、財政調整基金の取崩しの取り



止めを行うことといたしました。

歳出につきましては、国の交付金等を活用し、公共事業や各種基金の積立てなどを行うことといたしました。また、平成23年度の決算剰余金の一部を財政調整基金に積み立てるとともに、今後見込まれる公債費の増に備えるため県債管理基金の積立てを行うほか、事業費の確定した経費について所要の補正を行うことといたしました。

この結果、補正予算の総額は 103億 7,270万円の増額となり、補正後の予算総額は 8,022億 5,051万円となります。

次に、第42号議案から第44号議案までの3件は特別会計の補正予算、第45号議案から第50号議案までの6件は企業会計の補正予算であります。

第51号議案から第54号議案までの4件は、条例の制定及び一部改正について、それぞれ議決を求めるものであります。

第55号議案から第58号議案までの4件は、県の行う建設事業等に対し市町村が負担する金額の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第59号議案は、県の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、議決を求めるものであります。

第60号議案から第77号議案までの18件は、地方分権一括法に係る条例の制定について、それぞれ議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。